

見附市立学校の教育職員に関する  
業務量管理・健康確保措置実施計画



令和8年4月

見附市教育委員会

## 目 次

1. 計画の趣旨・現状 . . . 1
2. 目標 . . . 3
3. 計画の期間 . . . 3
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容 . . . 3
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて . . . 8

## 1. 計画の趣旨、現状

### (1) 計画の趣旨

見附の子どもたちに、これからの社会を生きる力を育む質の高い教育を行っていくためには、教員として最も重要な業務である授業や児童生徒の指導に専念できる環境を整えるとともに、子どもにとって最大の教育環境である教育職員一人一人のウェルビーイングの実現を欠かすことができない。そのためにも、地域、保護者、行政総ぐるみで教育職員の働き方改革の取組を支えていくことが重要である。

子どもたちの健やかな成長と明るい未来をつくるための、教育職員の働き方改革の実現に向けて、本計画を策定することとする。

### (2) 本市の現状と課題

- 見附市では、令和2年4月に「見附市立学校における教員の勤務時間の上限に関する方針」を策定、令和6年12月に改訂し、見附市教育委員会と見附市立学校が連携しながら環境整備を進め、教育職員の働き方改革の取組を推進してきた。

令和7年度までに見附市で実施した取組	
デジタル技術の活用	・校務支援システム C4th の導入 ・C4th を活用した出退勤時刻の記録と勤務時間の把握 ・保護者連絡ツール (tetoru) の導入 ・見附市立学校共有フォルダの作成 等
人的配置	・特別教育支援員 (教育補助員) の増員 (H30 : 30人→R7 : 37人) ・スクールサポートスタッフの配置 (R5～) ・スクールソーシャルワーカーの配置 (R7～) ・指導員・訪問相談員の配置 等
部活動	・部活動休養日の設定 (週2日以上、土日どちらか1日) ・部活動指導員の配置 ・「見附市地域スポーツ・文化クラブ活動環境整備方針」の策定並びに地域展開の推進 等
その他	・長期休業中における勤務時間の早出遅出勤務の実施 ・長期休業中における学校閉庁日の設定 (年間12日以上) ・出退校時刻の設定 (原則7 : 30～18 : 30) 等

- こうした取組の結果、本市における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

**【令和6年度時間外在校等時間の見附市教育職員の割合】**

見附市	月 45h 未満 の割合	月 45～ 80h の割合	月 80h を 超える割合	年 360h 未満 の割合	年 360h を 超える割合
小学校	33.7% (R5 28.9%)	55.8% (R5 49.7%)	10.4% (R5 21.3%)	38.0% (R5 30.2%)	62.0% (R5 69.8%)
中学校	24.7% (R5 33.0%)	44.9% (R5 35.2%)	30.3% (R5 31.8%)	32.6% (R5 33.0%)	67.4% (R5 67.0%)
特別支援 学校	90.7% (R5 79.5%)	9.3% (R5 17.9%)	0.0% (R5 2.6%)	100.0% (R5 87.2%)	0.0% (R5 12.8%)

- ・ 学習指導要領や教科書の改訂、また個別最適な学びを実現するための教材研究や授業準備に必要とする時間や、生徒指導事案におけるこどもや保護者、関係機関との組織的な対応を実施するための準備に必要な時間などの増加が、長時間勤務の要因の一つとして考えられる。これらの時間は、誰一人取り残すことなく育む学校を具現するために必要な時間であるため、時間の確保ができるように他の業務を精選したり校時表を見直したりするとともに、これらについてもより効率化を図る取組を推進する必要がある。
- ・ 管理職では、教頭の時間外勤務の割合が高い。校舎の維持管理、渉外業務、様々な相談業務や指導業務、各種調査依頼等の対応が集中しており、在校時間が長くなっている。そのため、業務の精選や分担の検討などを進める必要がある。
- ・ 教育職員では、特に異動した直後の職員や若手職員、新任特別支援教育担当職員の長時間勤務の割合が高い。そのため、校務分掌事務の推進マニュアルの作成や校務分掌の配慮、OJT担当者やメンター制などの位置付けも検討する必要がある。また、同じ職員が長時間勤務を継続してしまう場合もみられる。そのため、面談等により状況を把握して校務分掌の見直しを行うとともに、働き方の意識の改革を促す必要がある。
- ・ 中学校の教育職員については、土日の部活動の引率や大会役員などに関わっていることが長時間勤務の一因となっている。そのため、部活動の地域展開を着実に進めるとともに、平日の部活動の在り方についても検討を進めていくようにする。
- ・ 令和5年度、6年度を比較したとき、小学校及び特別支援学校では、これまでの取組により一定程度の改善が図られたものの、依然として課題が見られる状況が継続している。また、中学校では、これまでの取組では改善が図られたとはいえない状況が継続している。
- ・ こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定するものである。

## 2. 目標

本計画において達成を目指す目標は以下のとおり。

### (1) 時間外在校等時間に関する目標

- 1 箇月時間外在校等時間が 45 時間以下の教育職員を 100%にすること

	R 6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
小学校	33.7%	50%	60%	75%	90%	100%	100%
中学校	24.7%	40%	50%	65%	80%	100%	100%
特別支援学校	90.7%	95%	100%	100%	100%	100%	100%

- 1 年間時間外在校等時間を 360 時間以内の教育職員を 100%にすること

	R 6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
小学校	38.0%	50%	60%	70%	85%	95%	100%
中学校	32.6%	40%	50%	65%	80%	90%	100%
特別支援学校	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

※令和 11 年度までに、教育職員一人当たりの 1 箇月時間外在校等時間の平均を 30 時間程度に削減する（改正給特法附則第三条第一項規定の目標）。

### (2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- 年間の年次有給休暇の平均取得日数を累計 10 日以上にする
- ストレスチェックにおける校内高ストレス者の割合を 10%未満とする（R 7 見附市全体 高ストレス者割合 9.4%）

## 3. 計画の期間

令和 8 年度～令和 12 年度

※見附市教育大綱で示す目標と整合を図るため、計画の終期を令和 12 年度末とする。

## 4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本市では、以下の内容に取り組む。

なお、本計画期間中、「イ 学校以外が担うべき業務」「ロ 教師以外が積極的に参画すべき業務」「ハ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務」の 3 分類から、重点事項を毎年度教育委員会と校長会で協議して定めることとする。

### (1) 「業務の 3 分類」を踏まえた業務の見直し

#### イ 学校以外が担うべき業務

◆ 登下校時の通学路における日常的な見守り活動（「3分類」①関係）

【教育委員会の取組】

- ・ 学校運営協議会や地域協働本部、警察等の関係機関と連携し、学校の取組を支援する。
- ・ 今後の学校統合による学区の広がりや、昨今の登下校時の緊急対応（動物、線状降水帯、台風等）を見据え、各地域の実態に合わせた登下校方法を検討する。

【学校の取組】

- ・ 学校運営協議会等を通じて、保護者・地域住民に犬の散歩やウォーキング、通勤・退勤時などに、児童生徒の安全に配慮する通学路の「ながら見守り」活動を推進する。
- ・ スクールバス等の運行状況や教育職員の勤務開始時刻とのバランスを図りながら、学校で児童生徒の登校可能時刻について、午前8時を目途に各校で適切に設定する。

◆ 放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応（「3分類」②関係）

【教育委員会の取組】

- ・ 警察、首長部局、青少年育成センター等と連携しながら、特定の危険箇所・時間帯に関する学校からの情報提供を定期的に行う。
- ・ 補導発生時等の学校への連絡について、教育委員会と警察署（生活安全課）の間で明確な取り決めを行う。

【学校の取組】

- ・ 学校だより等を通じて、補導時の対応に関する考え方（保護者対応を最優先とすること）について、保護者・地域と認識の共有を図る。
- ・ 保護者からの休日や夜間の緊急連絡について、事件や事故に関しては警察等の関係機関にすることとし、それ以外の緊急の事案に関しては教育委員会学校教育課に連絡し、必要に応じて各校管理職に伝えるよう周知する。

※ 学校の教育職員による夜間の見回り等は行わない。

・ 見附市教育委員会学校教育課 62-1700（代）
----------------------------

◆ 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）（「3分類」③関係）

【教育委員会の取組】

- ・ tetoru 集金システムを活用し、令和8年度から市内全校で給食費の公会計化を実施する。
- ・ 教材費を含む公会計化の実現に向けて検討を行い、教育職員の会計業務における負担軽減を図る。

#### 【学校の取組】

- ・ tetoru 集金システムを適切に運用し、教育委員会と連携しながら、保護者への周知や円滑な事務処理に努める。

#### ◆ 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等（「3分類」④関係）

##### 【教育委員会の取組】

- ・ 学校支援ボランティアが行う本の読み聞かせやミシン指導等の活動について、活動内容、必要な準備物、活動時間、担当教員との連携事項などを記載した標準的なマニュアルやチェックリストを、地域コーディネーターと共同で作成・共有する。

※別紙マニュアル例参照（担当者やボランティアと協議しながら修正する）

#### 【学校の取組】

- ・ 地域学校協働活動に係る関係者間の連絡調整等は、学校運営協議会などの地域コミュニティやコーディネーターと協議し、保護者・地域住民の積極的な参画を推進する。

#### ◆ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応（「3分類」⑤関係）

##### 【教育委員会の取組】

- ・ 対応が困難な事案が発生した際は、教育委員会内に生徒指導やスクールソーシャルワーカーなどの専門職員からなるチームを設置し、初期調査や保護者との面談、書面での回答作成等の対応を行う。
- ・ 特定の苦情・不当要求に関する電話やメールを教育委員会が受け付ける窓口を設け、保護者に周知するとともに、緊急時を除き、18時以降の電話対応について、固定電話に出ないことを教育委員会がHP等で改めて周知する。

※勤務時間外の自動応答メッセージについては、見附市内公共施設の取組と連動しながら取り入れていく。

#### 【学校の取組】

- ・ 保護者等からの苦情や要望については、まず学校として誠実に対応するとともに、対応が困難な事案については速やかに教育委員会へ相談・報告し、連携して対応する。
- ・ 令和7年9月に配付された「見附市立学校 学校への要望等への対応マニュアル」に基づき、管理職を通じて教育委員会に連絡するとともに、警察への通報や相談を行う。

・ 見附市教育委員会学校教育課 62-1700（内線 430～433）

・ 警察への緊急通報用電話番号 110

※「パトロールカー」の出動を要請することで、素早い対応が可能となる。

・ 見附警察署 63-0110

## □ 教師以外が積極的に参画すべき業務

- ◆ 調査・統計等への回答、各種集計・入力（「3分類」⑥関係）  
【教育委員会の取組】
  - ・ 校務支援システムの機能等を活用しながら、市教育委員会が保有する既存のデータベース（生徒数、施設状況など）から自動的に抽出できる回答項目については、学校を通さず教育委員会が回答する。  
【学校の取組】
  - ・ スクール・サポート・スタッフ等の人材を活用して調査・統計の取りまとめ等を行う。
  
- ◆ 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理（「3分類」⑦関係）  
【学校の取組】
  - ・ 学校における定型的なHPの更新は、事務職員やICT支援員と分担する、校内で当番制にするなど、各校の実情に合わせて工夫して取り組む。
  
- ◆ ICT機器・ネットワーク設置の日常的な保守・管理（「3分類」⑧関係）  
【教育委員会の取組】
  - ・ 令和7年12月に配付された「見附市教育情報セキュリティポリシー」に基づき、教育情報システム管理者（教育委員会学校教育課長）が、重要性分類Ⅲ以上のサーバ等の機器の定期保守を実施する。  
【学校の取組】
  - ・ 消耗品（トナー、ケーブルなど）の管理は、事務職員が担う。
  
- ◆ 学校プールや体育館等の施設・設備の管理（「3分類」⑨関係）  
【教育委員会の取組】
  - ・ 民間プールの利用及びプール管理の外部委託について検討する。
  
- ◆ 児童生徒の休み時間における安全への配慮（「3分類」⑩関係）  
【学校の取組】
  - ・ 休み時間中、保護者や地域ボランティアに校庭や体育館などの特定箇所での巡回・見守りを依頼し、教育職員は緊急時の対応に専念する。
  
- ◆ 校内清掃（「3分類」⑫関係）  
【学校の取組】
  - ・ 清掃の回数や範囲の合理化等を促進する。
  
- ◆ 部活動（「3分類」⑬関係）  
【教育委員会の取組】
  - ・ スポーツ庁及び文化庁等の通知に基づき、令和8年8月より、休日の部

活動を原則「0日」とすること、週当たり2日以上 of 休養日を設ける等を市内各校の共通取組として実施することを、市民に周知する。

※ 令和8年8月以前に行われる地区大会の上位大会に進出している場合のみ、活動時間や休養日等を遵守したうえで、上位大会終了まで、8月以降の休日の部活動を行うことが可能。

#### 【学校の取組】

- ・ 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は原則として3時間程度とし、平日の部活動を令和11年度までに勤務時間内で終了とする。できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

### ハ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

#### ◆ 給食の時間における対応（「3分類」⑭関係）

##### 【学校の取組】

- ・ 給食の配膳や喫食指導の補助、アレルギー対応、衛生管理指導について、各校の実態に応じて学級担任の個別指導の負担（特に配膳や片付け指導）軽減策を検討する。

#### ◆ 授業準備（「3分類」⑮関係）

##### 【教育委員会の取組】

- ・ 各校で作成したスライドやプリントなどの授業用教材を相互に活用できるよう、教科等を検討しながら共有ドライブを設定する。

#### ◆ 学校行事の準備・運営（「3分類」⑰関係）

##### 【学校の取組】

- ・ 会場設営・撤収、受付・誘導など、指導に直接関わらない業務を保護者や地域住民にボランティアを呼び掛け、積極的に依頼する。

#### ◆ 支援が必要な児童生徒、家庭への対応（「3分類」⑲関係）

##### 【教育委員会の取組】

- ・ 支援が必要な児童生徒との相談・家庭への訪問や福祉機関との連携にあたり、スクールカウンセラーやソーシャルスキルワーカーを配置するなど、学校支援体制を充実する。

## （2）学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・ 学校運営の「基本的な方針」に働き方改革に関する内容を含め、地域や保護者

と現状を共有し、連携しながら取組を推進する。

- ・ 教育職員一人一人の業務改善の意識を高めるために、各職員が業務の適正化に取り組んだことを積極的に評価するなど、人事評価制度の活用を推進する。
- ・ 管理職は、教育職員との日常的なコミュニケーションや自己申告に基づく目標管理の面談等の機会を通して働き方改革に対する理解を促すとともに、教育職員の働き方に対する意識の醸成を図る。
- ・ 管理職は、把握した教育職員の勤務状況を踏まえ、一部の教育職員に業務が集中しないよう、業務の平準化・効率化を図る。
- ・ 各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ・ 当初のねらいが形骸化し、十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間や頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
- ・ 月に1日以上、全校一斉で勤務時間終了後に校舎を完全消灯し、機械警備を開始する。持ち帰り業務も推奨しない。
- ・ 校務支援システムを利用して、文書等の処理や発送、保管を行う。
- ・ 「前例踏襲」「魅せる活動」の改善を図り、準備に多大な時間を要する装飾や過度な演出等を整理・縮小する。

### **(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組**

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

#### **【教育委員会の取組】**

- ・ 教育職員がまとまった日数を連続して年次有給休暇を取得できるよう、長期休業中の学校閉庁日を、年間を通して12日以上設定する。

#### **【学校の取組】**

- ・ ストレスチェック実施後の集団分析の結果等を活用して職場改善に取り組む。
- ・ 1箇月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員と校長が面談を行うとともに、申し出があった場合、医師との面談指導を実施するなど、教育職員の健康管理に努める。

## **5. 関連する取組、今後のフォローアップについて**

- ・ 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見

られるときは、当該学校に聞き取りや指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。

- ・ 教育委員会において、学校へ紙媒体で作成や提出を求めている内容（教育計画、見附の学校教育、教育要覧など）を精査し、電子化を推進する。また、長年継続している教育委員会主催事業について、実態を踏まえて見直しが可能か検討する。
- ・ 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教育職員の働き方改革に向けた取組を着実に実施する。
- ・ 保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域に対して、本市における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。